

秋田県建設コンサルタント業務等共同企業体取扱要綱

(平成20年3月17日建管-2461)

(目的)

第1条 この要綱は、秋田県が発注する建設コンサルタント業務等（秋田県建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱（(平成5年3月30日監-1973)第1条に規定する建設コンサルタント業務等をいう。以下同じ。）に係る共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(共同企業体の運営形態)

第2条 共同企業体の運営形態は、各構成員が対等の立場で一体となって業務を履行する共同履行方式とする。

(対象業務)

第3条 共同企業体が発注することができる建設コンサルタント業務等は、契約担当者がその規模、性格等に照らし共同企業体による履行が効果的であると認めたものとする。

(構成員数)

第4条 共同企業体の構成員数は、原則として2又は3とする。

(構成員の組合せ)

第5条 共同企業体の構成員の組合せは、次条各号に掲げる要件を満たす者による組合せとし、発注する建設コンサルタント業務等ごとに定めるものとする。

(構成員の資格)

第6条 共同企業体の構成員は、次の各号の要件を満たす者とする。

- 一 秋田県建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱第4条第1項に規定する資格者名簿に登載されていること。
- 二 その他契約担当者が必要として定める要件。

(出資比率)

第7条 契約担当者は、共同企業体の構成員の出資比率について、均等割の10分の6を下限として定めるものとする。

(代表者要件)

第8条 共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）は、構成員のうち最大の業務遂行能力を有するものとし、代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

(結成方法)

第9条 第6条の要件を満たす者による自主結成とする。

(公募等)

第10条 契約担当者は、共同企業体の結成を入札若しくはプロポーザル（以下「入札等」という。）の参加要件とするとき、又は共同企業体を結成して入札等に参加することを認めるときは、その旨及び構成員の要件等に関する事項並びに入札等に関する事項を明示して通知又は公告するものとする。

2 前項の規定における公告は、秋田県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）の入札情報サービスにおいて掲示することにより行うものとする。

(資格申請)

第11条 入札等に参加しようとする共同企業体は、公告で指定する期日までに、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- 一 共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- 二 共同企業体協定書（様式第2号）
- 三 その他契約担当者が必要と認めて前条の規定により指示した書類

第12条 削除

(存続期間)

第13条 共同企業体の存続期間は、プロポーザル等による設計者選定の結果、秋田県が契約を締結した共同企業体（以下「契約企業体」という。）を除き、当該契約が締結されたときをもって終了するものとする。

2 契約企業体の存続期間は、当該契約に係る建設コンサルタント業務等の完成後3月を経過した日までとする。ただし、当該期間満了後であっても当該建設コンサルタント業務等につき瑕疵担保責任がある場合には、各構成員は連帯して責任を負うものとする。

(企業体編成表)

第14条 契約企業体は、委託契約締結後、速やかに、様式第3号による共同企業体編成表を提出しなければならない。

第15条 削除

第16条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年 8月 1日から施行する。

建設コンサルタント業務等共同企業体入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

契約担当者

あて

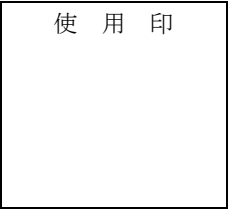
共同企業体の名称	
代表者の所在地	
商号及び代表者	印
構成員の所在地	
商号及び代表者	印
構成員の所在地	
商号及び代表者	印

秋田県が発注する〇〇業務（以下「業務」という。）の入札に参加したく、建設コンサルタント業務共同企業体取扱要綱第 1 1 条の規定に基づき、関係書類を添えて参加資格の審査を申請します。

なお、この申請の日から同第 1 3 条に規定する存続期間が終了する日までの間、次の権限を当共同企業体の代表者に委任します。この場合の使用印は次のとおりです。

委任事項

- 1 業務の遂行に関し、当企業体を代表して秋田県と折衝する権限
- 2 業務の入札及び見積もりに関する一切の権限
- 3 業務代金及び前払金の請求及び受領に関する一切の権限
- 4 その他業務の遂行に関する諸届け及び諸報告の提出に係る一切の権限



建設コンサルタント業務等共同企業体協定書

(目的)

第1条 当企業体は、(業 務 名) 業務(以下「業務」という。)を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当企業体は、〇〇共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体の事務所を(所 在 地)に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、(年 月 日)に成立し、業務の委託契約の履行後3月を経過するまでの間は解散することができない。

2 業務を受託することができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日をもって解散するものとする。

(構成員)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地 (所 在 地)
商号 (商 号)
代表者 (代 表 者 氏 名)

所在地 (所 在 地)
商号 (商 号)
代表者 (代 表 者 氏 名)

所在地 (所 在 地)
商号 (商 号)
代表者 (代 表 者 氏 名)

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、(所 在 地)(商 号)(代 表 者 氏 名)を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、業務の実施に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、秋田県と折衝する権限並びに入札書及び見積書の提出、受託代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、業務について、秋田県と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

(所 在 地)(商 号)(代 表 者 氏 名) (構成割合 %)
(所 在 地)(商 号)(代 表 者 氏 名) (構成割合 %)
(所 在 地)(商 号)(代 表 者 氏 名) (構成割合 %)

2 金銭以外の出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(業務分担)

第9条 各構成員の業務分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があつたときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

(所在地)(商号)(代表者氏名) (分担する業務名)
(所在地)(商号)(代表者氏名) (分担する業務名)
(所在地)(商号)(代表者氏名) (分担する業務名)

(運営委員会)

第10条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の基本に関する事項、資金管理方法、当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第11条 各構成員は、業務の委託契約の履行に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第12条 当企業体の取引金融機関は、(金融機関名)とし、共同企業体の名称を冠した代表者の名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第13条 当企業体は、業務の完了時に決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第14条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第15条 決算の結果、欠損が生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第16条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務期間途中における構成員の脱退に対する措置)

第17条 構成員は、秋田県及び他の構成員の承認がなければ、当企業体が業務を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務期間途中において前項の規定により脱退したものがあつた場合には、残存構成員が共同連帯して業務を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があつたときは、残存構成員の出資の割合は、脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかつた場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第17条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務期間途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合においては、除名した構成員に対しその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(業務期間途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第 1 8 条 構成員のうちいずれかが業務期間途中において破産又は解散した場合においては、第 1 7 条第 2 項から第 5 項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第 1 8 条の 2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第 1 9 条 当企業体が解散した後においても、業務につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 2 0 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(所 在 地)(商 号)(代 表 者 氏 名)、他〇名は、上記のとおり建設コンサルタント業務等共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書(構成員数+1通)を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持する他、参加資格認定申請書に1通添付するものとする。

(年 月 日)

共同企業体の名称	
代表者の所在地	
商号及び代表者	印
構成員の所在地	
商号及び代表者	印
構成員の所在地	
商号及び代表者	印

〇〇共同企業体編成表（例）

